

## 規制施設・作業一覧表

表1 騒音規制法の規制対象となる施設（特定施設）

<p>1 金属加工機械</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。）</li> <li>ロ 製管機械</li> <li>ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。）</li> <li>ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）</li> <li>ホ 機械プレス（呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。）</li> <li>ヘ せん断機（原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。）</li> <li>ト 鍛造機</li> <li>チ ワイヤフォーミングマシン</li> <li>リ ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）</li> <li>ヌ タンブラー</li> <li>ル 切断機（といしを用いるものに限る。）</li> </ul>
<p>2 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）</p>
<p>3 土石用又は鉱物用の破碎機・摩砕機・ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）</p>
<p>4 織機（原動機を用いるものに限る。）</p>
<p>5 建設用資材製造機械</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m<sup>3</sup> 以上のものに限る。）</li> <li>ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 kg 以上のものに限る。）</li> </ul>
<p>6 穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）</p>
<p>7 木材加工機械</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ ドラムバーカー</li> <li>ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。）</li> <li>ハ 碎木機</li> <li>ニ 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの。木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。）</li> <li>ホ 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの。木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。）</li> <li>ヘ かな盤（原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。）</li> </ul>
<p>8 抄紙機</p>
<p>9 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）</p>
<p>10 合成樹脂用射出成形機</p>
<p>11 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）</p>

**表 2 騒音規制法の規制対象となる建設作業（特定建設作業）**

- 1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
- 2 びょう打機を使用する作業
- 3 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては 1 日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m をこえない作業に限る。）
- 4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
- 5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 m<sup>3</sup>以上のものに限る。）又は、アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
- 6 バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。）を使用する作業
- 7 トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。）を使用する作業
- 8 ブルトーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。）を使用する作業

※当該作業を開始した日に終わるものを除く

（注）平成 9 年 9 月環境庁告示第 5 4 号の別表第 1 号の規定に該当する低騒音型建設機械を使用する作業は、特定建設作業から除外されます（県条例の対象になる場合は別途届出等が必要です。表 4 参照）。

**表 3 熊本県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」）における騒音規制対象となる施設（特定施設）**

特 定 施 設	公 称 能 力 等
1 石材切断機	
2 セメント製品成型機	建設用資材製造機械に限る。
3 木材加工機械	
イ 帯のこ盤	製材用のものにあつては、原動機の定格出力が 0.75kW 以上 15kW 未満のもの、木工用のものにあつては、原動機の定格出力が 0.75kW 以上 2.25kW 未満のものに限る。
ロ 丸のこ盤	同上
ハ かんな盤	原動機の定格出力が 0.75kW 以上 2.25kW 未満のものに限る。
4 鋳造型機	ジョルト式を除く。
5 圧縮機	空気圧縮機については、原動機の定格出力が 2.25kW 以上 7.5kW 未満のもの、空気圧縮機以外の圧縮機については、原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。

6 送風機	原動機の定格出力が 2.25kW 以上 7.5kW 未満のものに限る。
7 クーリングタワー	原動機の定格出力が 1.5kW 以上のものに限る。
8 バーナー	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当り 200以上のものに限る。
9 脱水機	原動機の定格出力が 1.5kW 以上のものに限る。
10 段ボール製造機械	

表 4 条例における騒音規制対象となる建設作業（特定建設作業）

特定建設作業	内 容
1 コンクリートカッターを使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。
2 パワーショベル、バックホウその他これに類する掘さく機械を使用する作業	法施行令別表第 2 第 6 号から第 8 号を除く。
3 鋼球を使用する作業	

※当該作業を開始した日に終わるものを除く

表 5 条例における騒音規制対象となる特定作業

特定作業	内 容
板金作業	厚さ 0.5 mm 以上の材料を用いて行う作業に限る。
製かん作業	〃
鉄骨又は橋りょうの組立て作業	建設又は建築の現場作業を除く。
グラインダーによる金属の研磨作業	〃
高速切断機（研削砥石を使用するもの）による金属の切断作業	〃
チェーンソーによる木材の切断作業	原木の伐採作業を除く。

表 6 振動規制法の規制対象となる施設（特定施設）

(1) 金属加工機械
イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
ロ 機械プレス
ハ せん断機（原動機の定格出力が 1kW 以上のものに限る。）
ニ 鍛造機
ホ ワイヤフォーマリングマシン（原動機の定格出力が 37.5kW 以上のものに限る。）
(2) 圧縮機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。冷凍機に用いるものは除く）
(3) 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上

のものに限る。)

(4) 織機 (原動機を用いるものに限る。)

(5) コンクリートブロックマシン (原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のものに限る。)  
並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械 (原動機の定格出力の合計が  
10kW 以上のものに限る。)

(6) 木材加工機械

イ ドラムバーカー

ロ チッパー (原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。)

(7) 印刷機械 (原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。)

(8) ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 (カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出  
力が 30kW 以上のものに限る。)

(9) 合成樹脂用射出成形機

(10) 鋳造型機 (ジョルト式のものに限る。)

#### 表7 振動規制法の規制対象となる建設作業 (特定建設作業)

(1) くい打機 (もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機 (油圧式くい抜機を除く。)  
又はくい打くい抜機 (圧入式くい打くい抜機を除く。) を使用する作業

(2) 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業

(3) 舗装版破砕機を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における  
当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)

(4) ブレーカー (手持式のものを除く。) を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業に  
あつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業  
に限る。)

※当該作業を開始した日に終わるものを除く